

○小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年9月22日条例第26号

小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者を指定する公の施設（以下「指定施設」という。）の概要
- (2) 申請をすることができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条第1項の指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 法第244条の2第8項の利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者に指定する期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、団体の名称、代表者の氏名、所在地及び指定を受けようとする施設の名称を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

- (1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (3) 指定施設の管理に関する収支予算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上で、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

(1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 事業計画書の内容が指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に要する費用の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 第2条ただし書の規定により公募を行わずに指定候補者を選定するときは、市長等は、指定候補者に選定しようとする団体と協議し、かつ、前条各号に掲げる書類の提出を求め、前項各号に掲げる基準に照らした上で総合的に判断を行うものとする。

3 市長等は、前2項の規定により指定候補者を選定するときは、あらかじめ識見を有する者その他市長等が適当と認める者の意見を聴かなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、速やかに当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画書に記載された事項

(2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項

(3) 法第244条の2第8項の利用料金に関する事項

(4) 指定施設の利用者等に係る個人情報（小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号の個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

(5) 指定施設の管理を行うに当たり保有する情報の公開に関する事項

(6) 法第244条の2第7項の事業報告書に記載すべき事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第7条 法第244条の2第7項の事業報告書の提出は、毎年度終了後30日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内）にしなければならない。

2 前項の事業報告書には、指定施設の管理に関する収支決算書を添付するものとする。

(区分経理)

第8条 指定管理者は、指定施設の管理に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分しなければならない。

(秘密保持義務等)

第9条 指定管理者又は指定施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報保護条例の定めるところにより個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者ではなくなった後においても同様とする。

(免責)

第10条 市長等が法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者の指定を受けたときを除く。）、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に認めたときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第12条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となったときにおいて必要があると認める場合は、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により管理の業務を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(小田原市個人情報保護条例の一部改正)

- 2 小田原市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

地方自治法（抜粋）

発令　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：平成30年5月18日法律第23号

改正内容：平成30年5月18日法律第23号[平成30年5月18日]

第十章　公の施設

（公の施設）

第二百四十四条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4　前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。